

**名古屋市有地売払い・貸付け入札広報媒体
(リーフレット及び入札案内書・申込案内書)
契約書（案）**

名古屋市（以下「甲」という。）と*****（以下「乙」という。）とは名古屋市有地売払い・貸付け入札広報媒体（リーフレット及び入札案内書・申込案内書）に掲載する広告に関し、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 この契約は、乙が民間企業等を広告主とする広告を掲載すること（乙が自ら広告主になる場合を含む。）に関し、その取扱いを定めることを目的とする。

2 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（契約期間）

第2条 契約期間は、契約締結日から令和9年3月31日までとする。

（契約期間の短縮）

第3条 甲は、契約期間を短縮する必要があるときは、乙に対して、契約期間の短縮を求めることができる。

（仕様）

第4条 仕様については、別添「令和8年度名古屋市有地売払い・貸付け入札広報媒体（リーフレット及び入札案内書・申込案内書）広告募集要領」のとおりとする。

2 乙は、この契約書のほか、名古屋市広告掲載要綱、財政局広告掲載要綱（以下「名古屋市広告掲載要綱等」という。）の定めるところに従い、広告の掲載を行わなければならない。

（広告料）

第5条 乙は、本件広報媒体が有する広告価値を利用する対価として、広告料を甲に支払うものとし、広告料は金*****円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額金*****円）とする。

ただし、契約期間中に消費税及び地方消費税に係る税率が変更された場合は、変更前の広告料（税抜き）に変更後の税率により算出された消費税及び地方消費税を加えた額に変更されたものとみなす。

2 乙は、前項に定める広告料を、甲の発行する納入通知書により、令和8年11月7日までに納付しなければならない。

- 3 乙が前項に定める納付期限までに広告料を支払わないときは、乙は納付期限の翌日から支払った日までの期間について、名古屋市契約規則（昭和39年規則第17号）第33条第1項に定める割合により算出した延滞金を甲に支払わなければならない。
- 4 乙が広告料及び延滞金を納付すべき場合において、納付された金額が広告料及び延滞金の合計額に満たないときは、先ず延滞金から充当する。

（広告の作成）

第6条 広告の掲載内容は、乙の責任及び負担で作成するものとする。

（掲載内容の管理）

- 第7条 広告掲載内容に関する第三者からの問合せ及び苦情については、乙の責任において、速やかに対応するものとする。
- 2 前項の対応に要する費用は、乙の負担とする。

（公共性等への配慮）

第8条 乙は、広告の作成に関して、名古屋市役所の公共性に配慮しなければならない。

（広告主及び広告内容の審査）

- 第9条 乙は、広告内容について、名古屋市広告掲載要綱等を遵守するとともに、事前に甲の審査を受け、その承認を得たものでなければ掲載することができない。
- 2 前項審査の必要があるため、乙は申込時の広告内容から変更することができない。
 - 3 乙は、第1項の審査において、甲から広告の内容等の修正等の指示を受けたときは、これに従わなければならない。

（広告主及び広告の内容に対する修正等の指示）

- 第10条 甲は、掲載中の広告が名古屋市広告掲載要綱等の規定に反すると判断した時は、いつでも乙に対して広告主及び広告の内容の修正等を指示することができる。
- 2 乙は、前項の指示を受けたときは、これに従わなければならない。

（権利譲渡の禁止）

第11条 乙は、事前に甲の承認を得ないで、この契約に生ずる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、その権利を担保に供してはならない。

（甲の解除権）

第12条 甲は、乙がこの契約に違反したとき又は次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙又はその代理人、使用人その他の従業者等に重大な社会的信用失墜行為があるとき又は著しい不正若しくは不誠実な行為があったときで、この契約解除が相当であると甲が認めるとき。
- (2) 乙が、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされる等、その経営状態が著しく不健全となり、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるときで、この契約の解除が相当であると甲が認めるとき。
- 2 甲は、前項各号に定める場合のほか、行政目的等により、やむを得ずこの契約を解除する必要があるときは、乙との協議により、この契約を解除することができる。
- 3 前 2 項によりこの契約が解除された場合において、乙の責に帰すべき事由がある場合は、甲は納付済の広告料を違約金とし、乙に返還しない。
- 4 前項の違約金は、損害賠償の予定額の全部又は一部としない。

（広告内容についての責任）

- 第13条 乙は、広告内容に関する一切の責任を負うものとし、甲は一切の責任及び負担を負わないものとする。
- 2 広告内容等は、法令等に違反しないこと及び第三者の権利を侵害しないものでなければならない。また、広告内容等に係る財産権のすべてについて合理的な権利処理が完了していなければならない。
 - 3 甲に対して、乙の責めに帰する理由に基づき、第三者から広告活動に関連して被害を被ったという請求がなされた場合は、乙の責任及び負担において解決するものとし、甲は責任及び負担を負わないものとする。

（損害賠償）

- 第14条 乙は、この契約に基づく広告掲載を行うに当たって乙に損害が生じた場合、当該損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合を除いて、甲に賠償を請求することはできない。
- 2 乙は、この契約を履行するに当たり甲に損害を与えたときは、当該損害について賠償しなくてはならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合はこの限りでない。
 - 3 乙は、この契約を履行するに当たり、第三者に損害を与えたときは、乙の負担において損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合はこの限りでない。
 - 4 乙は、第三者との間に紛争が生じた場合においては、責任を持って処理解決に当たらなければならない。

（著作権等の管理）

第15条 乙は広告の掲載に際して、著作権等（著作権、意匠権、商標権又はノウハウその他一切の権利を含む、甲の所有であると否とは問わない）を使用するときは、使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（秘密の保持）

第16条 乙は、業務の実施に関し、知り得た事実について、その秘密を守らなければならない。

2 前項の秘密の保持については、契約期間満了後又は契約解除後においても同様とする。

（契約の費用）

第17条 この契約の締結に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

（疑義の解釈等）

第18条 この契約の定めに疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については甲乙協議して定めるものとする。ただし、協議が整わない場合は、甲の指示に従うものとする。

この契約の締結を証するためこの契約書 2 通を作成し、両者記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

ただし、本契約の契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合は、電子署名を行ったうえ、各自その電磁的記録を保有する。

令和 年 月 日

甲 名古屋市
契約事務受任者
名古屋市財政局長 武田 淳 ⑨

乙 住所
氏名
⑨